

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月9日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 霧島緑の村
- 2 指定管理者 霧島市国分新町一丁目20-27
有限会社 エース美研
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 施設の概要

- (1) 施設名 霧島緑の村
(2) 位置 霧島市霧島田口2583番地13
(3) 建築年度

自然環境活用センター	昭和56年度
野外緑地広場	昭和56年度
テニスコート	昭和56年度
バンガロー	昭和61年度
温泉棟	平成29年度
炊事棟	平成29年度

(4) 構造・面積

自然環境活用センター	鉄筋コンクリート造	延床面積	1,105㎡
野外緑地広場		面積	10,130㎡
テニスコート		面積	1,500㎡
バンガロー	木造平屋	延床面積	17㎡
温泉棟	木造平屋	延床面積	55㎡
炊事棟	鉄骨造	延床面積	39㎡

(5) 設置目的

自然とふれあいながら地域住民の交流を促進し、連帯意識を高めて住民の生活向上を図るため設置

- (6) 年間利用者数 7,745人（令和2年度実績）
(7) 年間利用料金 1,001,460円（令和2年度実績）

2 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在地

名称	有限会社 エース美研
代表者	取締役社長 富田 淳也
所在地	霧島市国分新町一丁目20-27

(2) 組織

設立年月日	平成16年8月20日
資本金	300万円
従業員数	12人
主な事業内容	・建築物の清掃業 ・家庭用電化製品、日用品雑貨等のリサイクルとその売買 ・清掃用品販売

- ・ 建築工事及び設備工事
- ・ 上記に附帯する一切の業務

3 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会においては、申請者が提出した事業計画書等の審査及び申請者からのヒアリングを実施し、各委員（10人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

その結果、有限会社 エース美研の評点の合計が選定基準を満たしているとともに、指定管理候補者として最も適当であると認められたところであり、その選定に当たっては、次のような意見が出された。

（主な選定意見）

- ・ 自主事業への意欲的な姿勢を評価する。
- ・ 広報・プロモーション活動の考え方について、ホームページやSNSの活用といった具体的なアイデアを持っている点を評価する。
- ・ 観光の振興について、周辺の商店等との連携を考えていることを評価する。
- ・ 収支計画書について、指定管理制度の本旨である施設の有効活用と、民間ノウハウの導入が期待できる点を評価する。